役員等の報酬等に関する規程

・制定（平成７年４月１日）
・制定・廃止（平成１７年３月２４日理事会）
・第１回一部改正（平成２８年５月２６日理事会）
・第２回一部改正（平成３０年３月２２日理事会）
・第３回一部改正（令和５年６月６日理事会）
・第４回一部改正（令和６年２月６日理事会）
・第５回一部改正（令和７年３月１９日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会役員等の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会の法人用務に伴う理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定める。

（理事長の報酬）

第２条　理事の内、理事長には報酬を支給し、第４条第１項に定める費用弁償は支給しない。ただし、旅行を伴う用務については、社会福祉法人大川市福祉会旅費規程に基づき旅費を支給する。

２　報酬の額は、月額３５，０００円とする。ただし、月の途中において就任又は退任したときは、その月の在職日数割とする。

（用務の種類）

第３条　　理事長を除く役員等には、費用弁償を支給する。

２　費用弁償を支給する用務は、次の各号に定めるところによる。

（１）　理事会

（２）　監事による定期または臨時監査

（３）　行政機関による監査の立会い

（４）　評議員会

（５）　苦情解決等第三者委員

（６）　理事、監事、評議員及び苦情解決第三者委員の研修会並びに視察用務

（７）　入札立合い・職員採用試験用務

（８）　その他理事長が必要と認めた用務

（費用弁償）

第４条　前条第一号から第五号の用務は、費用弁償として１日当り 4000 円、前条第六号第八号の用務は、費用弁償として１日当り 3000 円をそれぞれ出席日数に乗じて得た額を支給する。

　ただし、役員等が弁護士、会計士、税理士、社会労務士等の場合は、前条２項の費用弁償の額について、一号から八号まで、費用弁償として１日当り 20,000 円を出席日数に乗じて得た額を支給する。

２　前条第六号及び第八号の用務で旅行を命じられたときは「社会福祉法人大川市福祉会　旅費規程」に基づき旅費を支給する。ただし、同規程に定める日当は支給しない。

（適用除外）

第５条　施設職員が法人の役員等を兼ねている場合は、費用弁償は支給しない。ただし、旅行を伴う用務については、社会福祉法人大川市福祉会　旅費規程に基づき旅費を支給する。

（雑　則）

第６条　この規程に定めのない事項について、理事長が別に定める。

附　則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行し平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

２　大川市福祉会役員費用弁償規程（平成７年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、平成２８年５月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月６日から施行する。

附　則

１この規程は、理事会の決議の日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

~~２この規程第２条の理事長の報酬については、令和６年３月１日から当分の間適用しないものとする~~

附　則

この規程は、令和７年４月１日から適用する。